

**たばこライター及び
多目的ライター（点火棒）の
販売規制に関する**

Q&A



社団法人 日本喫煙具協会

子どもを守る、



ライター火遊び事故から、
子どもを守りましょう。

ライター4か条



子どもの手の届くところに、
ライターを置かない。



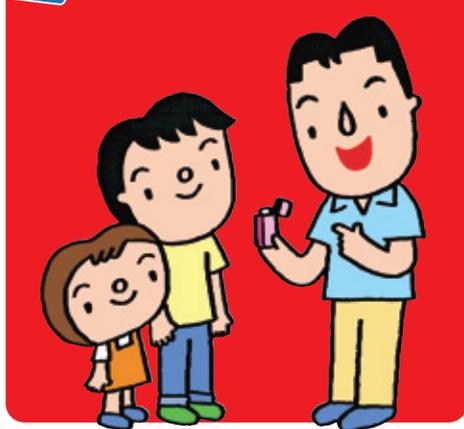
子どもにライターを
触らせない、点火させない。



ライターの火遊びを見たら、
すぐに注意してやめさせる。



理解できる年齢になったら、
子どもに火の怖さを教える。



たばこライター及び多目的ライター（点火棒）の 販売規制に関する

Q&A

- ◆本Q&Aは、小売販売店等を対象として制作したものです。
- ◆文中の「ライター」には、たばこライター及び多目的ライター（点火棒）を含みます。また、「販売」には、販売を目的とした陳列を含みます。

Q1

なぜライターが法規制されることになったのか？

A1

子供のライター火遊びによる火災事故が多数発生しており、死傷者も出ていること、また、欧米では子供がライターを簡単に使えないようチャイルドレジスタンス（CR）機能に関する安全規制が既に導入されて事故防止に効果を上げているが、我が国にはこのような法的な規制がないこと等から、経済産業大臣の諮問機関である消費経済審議会での議論を経て、ライターを消費生活用製品安全法の特別特定製品として指定し、平成22年12月27日より規制が開始されました。

※東京消防庁のデータによれば、平成11年からの10年間に子供（12歳以下）の火遊び火災が711件あり、そのうちの7割以上（511件）がライターを使った火遊び。また、5歳未満の子供がライター火遊びをした場合、約8割という高い割合で死傷者が発生しています。平成22年4月には、北海道において火遊びが原因とみられる自動車火災により幼児4名が死亡しています。

なお、日本喫煙具協会では、子供のライター火遊び事故を防止するためには、安全規制とともに、ライターを子供の手の届くところに置かない等、保管や取り扱いに注意するようユーザーに周知することが重要であると考え、ユーザーに対する啓発キャンペーンを実施しています。

Q2

どのような規制なのか？

A2

特別特定製品に指定された製品（規制対象ライター）については、国に対して事業届出を行った業者が製造・輸入する製品で、国の定めた技術基準に適合する等の義務を履行し、その証であるPSCマークを付けたものでなければ販売が禁止となります。

Q3

A3

規制はいつから始まるのか？

改正政省令は平成22年12月27日に施行されましたが、9ヶ月間の販売猶予期間が設けられていますので、実質的には平成23年9月27日からとなります。

規制対象について

Q4

A4

どのようなライターが規制対象となるのか？

全てのライターが規制の対象となるのか？

全てのライターが規制されるわけではありません。

規制対象は『ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって、当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る）』で、具体的には以下の通りです。

<規制対象ライター>

- ディスプレイ（使い捨て）式のライター及び点火棒
- 注入式のライター及び点火棒のうち、燃料タンクの全部又は一部がプラスチック製のもので、下記の対象除外要件を一つでも満たさないもの
 - ・出荷日から少なくとも5年間の安全な継続使用が確保されるよう設計・製造されるものであること。
 - ・小売販売日から少なくとも2年間の保証書を提供すること。
 - ・出荷日から少なくとも5年間は点火装置を含めて修理が可能で、かつ安全に燃料が再充電可能であること。なお、やむを得ない場合を除き、製品の交換による修理は含まないものとする。
 - ・製造又は輸入事業者が日本国内に設置するアフターサービスセンター等で部品の交換及び修理が可能であること。

<規制対象外のライター>

- 注入式のライター及び点火棒のうち、燃料タンクが金属製のもの
- 注入式のライター及び点火棒のうち、燃料タンクの全部又は一部がプラスチック製のもので、上記の対象除外要件を全て満たしているもの

※電熱コイル式のように、ガスやオイル等の「燃料」を使用しないものは規制対象外です。

※燃料の容器と構造上一体となっていないものは規制対象外です。

例えば、ディスポライターを装着して（ディスポライターのガスを燃料として）使用する製品は、当該製品自体は燃料タンクを構造上一体として有しないので規制対象外。

但し、装着するディスポライターは規制対象となるので、あらかじめディスポライターをセットして出荷する場合は、PSCマークの付いたディスポライターでなければなりません。

Q5

オイルライターは規制の対象か？

A5

ZIPPOライターのように燃料タンクが金属製のものは規制対象外です。但し、オイルライターでも燃料タンクがプラスチック製で対象除外要件を満たさないものは規制の対象となります。

Q6

対象除外要件を満たしているか、どのようにして確認すればいいか？

A6

「出荷日から少なくとも5年間の安全な継続使用が確保されるよう設計・製造されるものであること」等の対象除外要件を満たすことは製造・輸入業者が社内規定の管理等により対応するものです。国や第三者機関が確認するものではありません。

対象除外要件を満たしたライターかどうかの確認は、取引先やそのライターのメーカー（製造・輸入業者）に確認して下さい。

Q7

対象除外要件の「保証書」は製品へのシール貼りでもよいか？ また、「小売販売日から少なくとも2年間」とあるが、小売販売日はどのように確認できればよいか？

A7

販売時に購入者に提供されるものであれば、特に保証書の形態は問われません。小売販売日の確認については、保証書への日付記入（スタンプ）、日付の入ったレシートの添付等、製造・輸入業者、販売店及び購入者が確認できる方法であればよく、特に決められた方法はありません。

Q8

輸入品の場合、海外で修理されるケースもあるが、これは認められるか？

A8

修理は「製造又は輸入事業者が日本国内に設置するアフターサービスセンター等」で行わなければならない。海外で修理することは認められません。

Q9

A9

規制対象ライターは「家庭用のものに限る」とあるが、業務用のものは対象ではないのか？

一般消費生活に使用されず、一般市場には流通しない業務用のもの（例えば、結婚披露宴で使われるキャンドルサービス用の点火具）は規制の対象外です。

但し、パッケージ等に「業務用」と表示されていても、ホームセンター等、一般市場で入手可能な場合は業務用とはみなされず、規制の対象となります。

Q10

A10

アンティークや中古品の販売も規制の対象か？

規制の対象です。規制対象ライターの場合は、PSCマーク付でなければなりません。

Q11

A11

ネットオークションやフリーマーケット等の個人売買も規制の対象か？

「販売」に関する規制ですので、原則として規制の対象となります。規制対象ライターの場合は、PSCマーク付でなければなりません。

なお、消費生活用製品安全法では、「販売の事業」を、「対価を受けることを条件として、継続反復して特定製品を譲り渡すこと」としています。

Q12

A12

個人所有のライターも規制の対象となるのか？

規制の対象ではありません。規制対象ライターであっても、現在所有しているものを9月27日以降もそのまま使用し続けることは問題ありません。

但し、9月27日以降にネットオークション等で販売するような場合は、原則として規制の対象となります。

Q13

A13

なぜ全てのライターが規制の対象とならないのか？ 理由は？

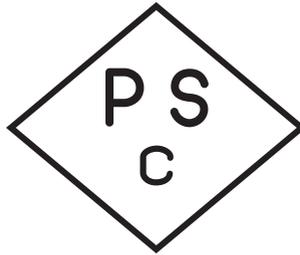
経済産業省からは「欧米の規制との国際的な整合性（欧米の規制においても規制対象外のライターがあります）、また、ディスプレイライターを規制対象とすることで市場に流通するライターの約9割がカバーされること等を考慮した」との説明を受けています。

Q14

PSCマークとはどのようなマークか？

A14

国に対して事業届出を行った業者が製造・輸入する製品で、国の定めた技術基準に適合する等の義務を履行した製品の証となるマークです。ライターの場合、技術基準等でチャイルドレジスタンス機能も要求されています。規制対象ライターには、下図のマークを製品外面の見やすい箇所に容易に消えない方法（印刷、刻印、ラベル貼付等）で表示しなければなりません。PSCマークと他の表示義務内容（届出事業者名、検査を行った登録検査機関名、安全使用上の注意事項）を印刷したラベルが製品外面に貼られます。ちなみにPSCは、Product（製品）、Safety（安全）、Consumer（消費者）の略です。



Q15

PSCマークの付いていないライターは販売できないのか？

A15

9月27日以降でも、規制対象外のライターは、PSCマーク無しで販売できます。

PSCマークは規制対象ライターだけに付けられるもので、規制対象外のライターには付けることができません。

なお、PSCマークの付いていないライターをお取り扱いになる際は、事前にそのライターが規制対象外であることを仕入先等に確認されることをお勧めします。

○燃料タンクは金属製か？

○2年以上の保証、5年以上の修理可能期間等の対象除外要件を全て満たしているか？

どちらかに合致していれば、規制対象外です。

Q16

規制対象ライターの場合、PSCマークが付いていなくても、「CR対応」と表示してあれば販売できるか？

A16

9月27日以降、規制対象ライターの場合は、必ずPSCマークを付けなければなりません。

チャイルドレジスタンス機能を備え「CR対応」等の表示があったとしても、PSCマークが付いていなければ、9月27日以降は販売できません。

Q17

PSCマークは誰でも付けられるのか？ 販売店が在庫品に付けることはできるか？

A17

PSCマークは、国に対して事業届出を行った製造・輸入業者が、国の定めた技術基準に適合する等の義務を履行したライターに対してのみ付けることができるものです。

例えば、販売店が製造・輸入業者から供給されたPSCマークのシールを在庫品に貼るようなことはできません。届出事業者以外の者がPSCマークを付けて規制対象ライターを販売した場合は罰則が科せられます。(A27参照)

また、製造・輸入業者が在庫品を回収し、PSCマークを付けて再出荷することは、基準適合前（登録検査機関による検査合格前）に出荷された製品であるため認められません。

Q18

PSCマーク付のライターは、いつ頃から流通が始まるのか？

A18

平成23年4月頃から順次、製造・輸入業者からの出荷が始まるものと思われますが、具体的な出荷日等については取引先にお問い合わせ下さい。

サービス品・景品について

Q19

顧客へのサービスライターは規制の対象となるのか？

A19

基本的に「販売」に関する規制ですので、無償で提供されるものは規制の対象外となります。

例えば、9月26日までに仕入れたPSCマークの付いていない規制対象ライターを9月27日以降に顧客へのサービスとして無償で提供することは認められます。但し、顧客に無償で提供するからといって、9月27日以降に仕入れるものについては、仕入れ＝業者間の「販売」であるため、規制対象ライターの場合はPSCマーク付でなければなりません。

Q20

たばこに付いている景品ライターは規制の対象となるのか？

A20

ライター製造・輸入業者からたばこ会社に「販売」される時点で、規制の対象となります。規制対象ライターの場合は、9月27日以降、PSCマーク付でなければなりません。

なお、たばこ会社が9月26日までに製造・輸入業者から仕入れたものであれば、PSCマークの付いていない規制対象ライターでも、9月27日以降に景品として無償提供することができます。

Q21

パチンコの景品は規制の対象となるのか？

A21

景品といっても、対価をとまなう場合は「販売」とみなされますので、パチンコの景品は規制の対象となります。

9月27日以降、規制対象ライターの場合はPSCマーク付でなければなりません。9月26日までに仕入れたPSCマークの付いていない規制対象ライターを景品にすることはできません。

Q22

福引の景品は規制の対象となるのか？

A22

商品購入者等に無償で提供される抽選券による福引の場合、9月26日までに仕入れたPSCマークの付いていない規制対象ライターを9月27日以降に景品として使用することはできません。

但し、抽選券が有料の場合は、A21同様に規制の対象となります。

在庫品について

Q23

店頭・流通在庫品も規制の対象となるのか？

A23

9月27日以降、店頭・流通在庫品も含めて規制の対象となります。

規制対象ライターの場合は、PSCマークの付いていない在庫品は販売できません。

また、規制対象外のライターで、除外要件を満たすことにより規制対象外となるものは、9月27日の時点で除外要件を満たしていなければ販売できません。例えば、在庫品に付いている保証書の保証期間が2年未満である場合は、2年以上の保証書に差換えなければなりません。

Q24

保証期間を手書きやシール貼りで修正した保証書でもよいか？

A24

消費者の誤認をまねくおそれがあるような修正方法は望ましくありません。新たに印刷し直した保証書と差換えるべきです。

Q25

9月27日以降に販売できない在庫品はどのように処理したらいいか？

A25

廃棄処分するか、顧客への無償サービス品（A19参照）として利用することになりますので、できる限りこのようなことがないように在庫調整をお願いします。

販売規制であるため、無償サービス品は規制の対象外ではありますが、猶予期間終了後もCR機能の付いていない規制対象ライターを提供することは、子供のライター火遊び事故防止という今回の規制の目的からみて、望ましいことではありません。

また、廃棄処分する場合は、事前に自治体の清掃事務所等に確認し、定められた方法で処分して下さい。許可業者に処理を委託しなければならない場合もあります。

※事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないことが法律で義務付けられています。

Q26

9月27日以降に販売できない在庫品について、製造・輸入業者は回収する義務があるのか？

A26

法的な義務はありません。

罰則について

Q27

PSCマークの付いていない規制対象ライターを販売した場合、罰則はあるのか？

A27

9月27日以降、PSCマークの付いていない規制対象ライターを販売した場合の罰則は、「1年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」となります。届出事業者以外の者が規制対象ライターにPSCマークを表示した場合や、まぎらわしい表示を規制対象ライターに付けた場合も同様です。

なお、国の表示禁止や回収命令等に従わないときは、さらに厳しい罰則（法人の場合は1億円以下の罰金）が適用されます。

Q28

誰が罰せられるのか？

A28

あくまで違反行為を行った者が罰せられます。

その時の違反の状況により、法人（製造・輸入業者、卸業者等）や個人（個人販売店、法人の従業員等）が罰せられます。

例えば、販売店が消費者にPSCマークの付いていない規制対象ライターを販売した場合は販売店が、卸業者が販売店に販売した場合は卸業者が罰則を受けることになります。

Q29

取り締まりは誰がどのように行うのか？

A29

9月27日以降に、国、各自治体、独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）により、店頭調査や届出事業者への立入検査が行われます。

また、警察により捜査として対応されることがあります。

ノベルティライターについて

Q30

ノベルティライター（子供が興味を持ちやすい玩具型のライター）は販売できなくなるのか？

A30

9月27日以降、原則として販売禁止ですが、注入式で、燃料タンクが金属製であったり、2年以上の保証等の対象除外要件を満たしたライターの場合は規制から外れますので、ノベルティライター（玩具型のライター）であっても販売が可能です。

例えば、ZIPPOライターは、燃料タンクが金属製のため規制から外れますので、アニメキャラクター等の柄がついていても9月27日以降も販売できます。

但し、経済産業省では「今後、製品の流通状況や事故状況によっては、政省令や運用を改正していくこともあり、将来的には規制対象になることもある」としています。

なお、ノベルティライターをお取り扱いになる際は、事前にそのライターが規制対象外であることを仕入先等に確認されることをお勧めします。

Q31

A31

ノベルティライターとは具体的にはどのようなライターか？

省令等によれば、子供の興味を引く形状（聴覚・視覚効果等を含む）のライターで、欧米の安全規制に準じて、以下のような具体例が示されています。

- 形状がアニメや漫画のキャラクター、玩具、銃、時計、電話、楽器、乗り物、人体又は人体の一部、動物、食べ物又は飲み物等に似せているもの
- 光によって、上記の絵を映し出すもの
- ピカピカと点滅する光を出すもの
- メロディを奏でるもの

なお、アニメキャラクター等の絵柄であっても、それがプリントやシール巻き等の平面的な加工である場合は、ノベルティライターとはみなされません。

また、光を出すものでも、「ピカピカと点滅」はノベルティライターですが、懐中電灯のように「点灯」はノベルティライターとはみなされません。但し、「点灯」でも光の中に絵が投影される場合はノベルティライターとなります。

ノベルティライターか否かの判断は難しい部分があり、最終的な判断は国や登録検査機関に委ねることになります。

〈巻末に参考資料〉

Q32

A32

アニメキャラクターの形状であったり、光が点滅したりするノベルティ型の「ライターケース」は規制の対象か？

ライターケース単体を販売する場合は規制の対象外です。

但し、ライターをセットして販売する場合は「ノベルティライター」とみなされるおそれがありますので、国や登録検査機関に確認して下さい。

Q33

どのような安全基準に適合しなければならないのか？

A33

規制対象ライターは、国の登録検査機関により、以下の日本工業規格に基づいた適合性検査を受け、合格しなければなりません。

- JIS S 4801 「たばこライター安全仕様」
- JIS S 4802 「多目的ライター安全仕様」
- JIS S 4803 「たばこライター及び多目的ライター 操作力による
幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様」

Q34

チャイルドレジスタンス（CR）機能とはどのような機能か？

A34

51か月未満の幼児による点火操作を困難とする機能で、日本工業規格（JIS S 4803）では、操作力や火花発生率を機械的に測定して確認する検査方法を規定しています。

なお、欧米では、操作できるかどうかを実際に子供に使用してもらい確認する検査方法（チャイルドパネルテスト）が採用されていますが、この検査に合格したライターで米国・EUにおいて公的に認められたものであれば、日本でも認めることになっています。

Q35

欧米のチャイルドパネルテストとはどのようなものか？

A35

米国安全基準16 CFR Part 1210及び1212、EU安全基準EN13869に規定された検査方法で、51か月未満の幼児100人に実際にライター（火の着かない検査用のライター）を使わせ、85%以上の幼児が点火操作を行えなければ合格となります。

Q36

多目的ライターの「安全ロック」のような、着火レバー操作のオンオフ機能は「CR機能」とみなされるのか？

A36

規制においてCR機能として認められるのは、A34の検査に合格したものに限られます。欧米においてもCR機能は、点火操作の後に自動的にリセットされることが求められており、単なる安全ロックでは認められません。

Q37

卸業者や販売店も国に対して事業届出を行う必要があるのか？

A37

国に対する事業届出は、製品（今回の場合は規制対象ライター）を国内市場へ第一次的に供給することになる製造・輸入業者にのみ義務付けられています。

卸業者や販売店は届出の必要はありません。その他、特に申請等が必要となるものではありません。

メモ

下記のNo1～No13に示すようなノベルティライターであっても、注入式ライターで燃料タンクが金属製のものや、対象除外要件（P.2～A4参照）を全て満たしたライターは、9月27日以降も引き続き販売できます。

No.	区 分	写 真
1	車両および車両の一部 （乗用車、トラック、自転車、オートバイ、列車等）	
2	食品・飲料 （フルーツ、缶、ケーキ、菓子類、アイスクリーム等）	
3	楽器	
4	火器・兵器 （銃、ピストル、手榴弾、ロケット等）	
5	道具・家具・家電製品	

No.	区 分	写 真
6	建造物	
7	電話機・電子機器	
8	玩具	
9	動物	
10	漫画等の キャラクター	
11	スポーツ用品・ 衣類・バックル・ ジュエリー	

No.	区 分	写 真
12	身体の一部	
13	遊びの機能を持ったライター (光、音、動き等)	 <p>(LED / ライト付) (マジックミラー付) (貯金箱付)</p>

No14に示すようなディスプレイ式のノベルティライターは、9月27日以降は販売ができなくなります。

No.	区 分	写 真
14	遊びの機能を持った ディスプレイライター (光、音、動き等)	 <p>(タンク内にフィギア浮遊) (ライトが何色も変化する)</p> <p>(フィギア付き) (絵を投射)</p>
		 <p>マスコット等が付いている、または入っているもの。</p> <p>音を出すもの、メロディーを奏でるもの。</p> <p>光によって、絵・文字を映し出すもの。</p> <p>ピカピカと点滅するもの、光を出すもの。</p>

No15に示すようなディスポ式のライターは、ノベルティライターとは見なされませんので、CR機能を備えPSCマークが貼付されていれば、9月27日以降も販売ができます。

No.	区 分	写 真
15	懐中電灯・道具等との一体型ディスポライター 本体にプリント、シール巻き等の加工がされているディスポライター	 <p>(懐中電灯付き) (ボールペン付き)</p>  <p>本体に印刷・シール巻き等の加工がされているもの。</p>

●ノベルティライターの解釈

経済産業省の通達によると、ノベルティライターについては、消費生活用製品安全法の特定製品の技術上の基準等に関する省令の運用及び解釈において、技術上の基準1の「不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にする」とは、聴覚若しくは視覚効果で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであること、又は基準7の「その他の欠点がない」とは、物理的形狀若しくは機能で楽しませることにより、子供に興味を与えることがないものであることを含むものとする記載されております。

つまり、米国16 C.F.R. PART1210、16 C.F.R. PART1212及び欧州EN13869に示されたノベルティライターに該当しないものであること。

具体的には、以下のようなもの又は以下のような機能を付属的に付加することで子供の興味を引くものでないこと。

- ・形状がアニメや漫画のキャラクター、玩具、銃、時計、電話、楽器、乗り物、人体又は人体の一部、動物、食べ物又は飲み物等に似せているもの
- ・光によって、上記の絵を映し出すもの
- ・ピカピカと点滅する光を出すもの
- ・メロディーを奏でるもの

との解釈が示されております。

ライター・ガスボンベの捨て方

ディスポーザブルライターやライター用ガスボンベは通常使い切るものですが、もしガスが残っているうちに不要となった場合は、必ずガスを抜いてから廃棄してください。

●ディスポーザブルライターのガスの抜き方

- ① 周囲に火の気のないことを確認する。
- ② 操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- ③ 輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④ 「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している。
(聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす)
- ⑤ この状態のまま、付近に火の気のない、風通しのよい屋外に半日から1日放置する。
- ⑥ 念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了。



●注入式ガスライターのガスの抜き方

もしも注入式ガスライターを廃棄することになった場合、次の手順が必要になる。

- ① 周囲に火の気のないことを確認する。
- ② ライターのガス注入口の先端を細いドライバーの先などで押すとガスが噴出するので、噴出が止まるまで押し続ける。
「シュー」という音がしなくなれば完了。
- ③ 念のために着火操作をして、火が着かないことを再確認する。



●ライター用ガスボンベのガスの抜き方

- ① 風通しのよい屋外で、周囲に火の気のないことを確認する。
- ② ボンベの先端（ノズル）を下に向け、少し斜めの角度で地面に押し付け、ガスを噴出させる。残量にもよるが、噴出が止まるまでには1～3分程度かかる。
※ 最初はかなり勢いよくガスが噴出する。気化熱によりボンベが冷たくなる。地面に液状のガスが付着することもあるが、すぐに気化するので心配ない。
- ③ 「シュー」という音がしなくなれば、ガス抜きは完了。



◎ガス抜きを済ませたライターやボンベは、各自治体が定めた方法で廃棄してください。



社団法人 **日本喫煙具協会**

2011年3月発行

社団法人 **日本喫煙具協会**

〒111-0042 東京都台東区寿3-19-5

TEL 03-3845-6121

<http://www.jsaca.or.jp>